東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び 長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条第一項の 特例選挙期日を定める政令の一部を改正する政令の概要

1 趣旨

「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の 臨時特例に関する法律」第一条第一項の規定に基づき、同項の指定市町村 及び指定県に係る選挙期日(特例選挙期日)を定める。

2 特例選挙期日

岩手県二戸市外6市町村の区域において行われる市町村の議会の議員又は長の選挙について、特例選挙期日を定める。

※ 他の選挙及び区域については、今後、今回と同様に本政令を改正する ことより、特例選挙期日を定めることとする。

	団 体 名	特例選挙期日
岩手県	洋野町	平成23年6月19日
岩手県	普代村	平成23年6月26日
岩手県	二戸市、雫石町、滝沢村	平成23年7月31日
宮城県	白石市	
宮城県	村田町	平成23年8月28日

3 施行期日

公布の日から施行する。